

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 内閣官房
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 都市計画税	
要望項目名	稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録推薦する場合の非課税措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等については、平成24年5月25日に閣議決定がなされ、世界遺産の保全等をより効果的・効率的に進めるための環境整備を図ることが必要とされているところであり、世界遺産登録への推薦に当たっての保全手法については、稼働中の産業遺産が、稼働を継続することが遺産価値の保全につながることを踏まえ、文化財保護法以外の最も適当な法律に基づく手法を活用することを原則としているところ。</p> <p>このことから、政府が推薦を行う稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群で、文化財保護法以外の保全手法を活用し世界遺産の構成資産となったものについて、非課税措置（固定資産税・都市計画税）の創設を要望するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>政府が推薦を行う稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群で、文化財保護法以外の保全手法を活用し世界遺産の構成資産となったものについては非課税（固定資産税・都市計画税）とする。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	(初年度) ▲100 (-) (平年度) ▲100 (-) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>産業遺産については、今後登録を特に推進すべきものとしてユネスコ世界遺産委員会において示された遺産の領域の一つである。現在、国内における産業遺産の世界遺産登録は石見銀山のみであり、諸外国では、石見銀山のように産業活動の稼働を停止した資産のみならず、遺産価値に係る産業活動が現役で稼働中の資産が数多く世界遺産登録されている。稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群は、稼働を継続することが遺産価値の保全につながるものであるが、世界遺産登録基準として、遺産に確実な保護管理が担保されていること等が求められており、その結果、所有者である企業等の経営に制約が出てくることが考えられる。このことから、遺産価値の適切な保全と価値保全が経営に与える制約の最小化と両立を図るために、今回新たな税制上の特例措置を要望するものであり、国内で未だ登録されていない稼働中の産業遺産の世界遺産登録推進を図ることを目的とするものである。また、かかる税制上の特例措置については、対象となる企業及び地元自治体からも強い要望がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 公益性の有無</p> <p>世界遺産の枠組みは、高い価値を持つ遺産を一国だけでなく人類全体の遺産として保護していくことを目的としており、その中でも産業遺産は、人類の科学技術の発展と産業活動の進展の成果を例証するものとして、今後登録を特に推進すべきものとして示された遺産の領域の一つである。今回要望する新たな税制上の特例措置は、構成資産の所有者である企業等の経営に対し、税制面から制約の最小化を図るものであり、結果、遺産価値の適切な保全が図られることは、産業遺産の世界遺産登録推進を進める国としても、また、世界遺産条約の締結国としても高い公益性が認められるものである。</p> <p>② 政府関与の必要性</p> <p>世界遺産条約の締結国は、登録された資産について、保全、整備し、将来の世代へ伝承する責務を有している。</p> <p>③ 国と地方の役割分担の適切さ</p> <p>稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群の遺産価値の適切な保全については、所有者毎に講じることを原則としているものの、構成資産の価値保全のために効果的かつ積極的な措置を取ることは、世界遺産条約で求められているところであり、今回要望する新たな税制上の特例措置については、価値保全のために効果的な措置の一つであると考えている。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群の世界遺産登録推進
	政策の達成目標	世界遺産条約に基づく締約国の責務として、世界遺産としての顕著な普遍的価値を有すると考えられる国内の遺産を世界遺産に推薦し、世界遺産登録を実現し、世界遺産に相応しい適切な保安全管理を図っていくことが求められるが、中でもそのような取り組みが遅れている稼働中の資産を含む産業遺産群の世界遺産登録について、ボトルネックを解消し、登録の推進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	新たな枠組みについて、「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」として、平成24年5月25日に閣議決定したところであり、この閣議決定に基づき、推薦候補選定等を行う有識者会議（内閣官房長官決裁）の開催を平成24年6月26日に決定したところ。最短で、平成27年度の世界遺産登録を目指しているところである。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>具体的に適用が急がれるのは、平成24年5月25日の閣議決定に基づく新たな枠組みのモデルケースであり、暫定一覧表に記載されている「九州・山口の近代化産業遺産群」28の構成資産（8県11市）のうち、4か所である。</p> <p>さらに現在未定ではあるが、今後、新たに暫定一覧表に記載される資産や、既に暫定一覧表に記載されている資産においても、平成24年5月25日の閣議決定に基づく取り扱いを採ることになれば、その時点において当措置が適用の対象となってくる。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	稼働中の産業遺産に適用されることで、土地利用への制約に伴う経済的デメリットを緩和し、遺産価値の適切な保全と稼働目的に基づいた経営との両立を可能とする。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（既存の国の予算措置の活用を検討中）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	日常の維持管理行為を超えて、文化財の保存活用のための整備に相当する整備を行う必要が生じた場合に、文化財に対する予算措置以外の既存の予算措置の活用を検討中。従って、税制上の特例措置とは趣旨が異なる。
	要望の措置の妥当性	世界遺産の各構成資産は、世界遺産条約に基づき、世界遺産としての価値を適切に保全するため、資産の所有者の土地利用等について、制約を受けることとなる。制約の内容・範囲としては同じレベルのものが求められる。従ってそれに見合う税制上の特例措置も同様に講ずることが必要不可欠であり、かつ妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規